

伊丹市介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染拡大を防止する観点から、介護施設等の消毒又は洗浄を行う市内の事業者に対して、予算の範囲内において補助金を交付することについて、補助金等の交付に関する規則（昭和42年伊丹市規則第21号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助事業者)

第2条 この要綱による補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる者（以下「補助事業者」という。）とする。

(1) 次に掲げる介護サービスを行う事業所を市内に有する事業者

ア 介護保険法（平成11年法律第123号。以下「法」という。）第8条第2項に規定する訪問介護

イ 法第8条第3項に規定する訪問入浴介護

ウ 法第8条第4項に規定する訪問看護

エ 法第8条第5項に規定する訪問リハビリテーション

オ 法第8条第6項に規定する居宅療養管理指導

カ 法第8条第7項に規定する通所介護

キ 法第8条第8項に規定する通所リハビリテーション

ク 法第8条第9項に規定する短期入所生活介護

ケ 法第8条第10項に規定する短期入所療養介護

コ 法第8条第12項に規定する福祉用具貸与

サ 法第8条第13項に規定する特定福祉用具販売

シ 法第8条第15項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護

ス 法第8条第16項に規定する夜間対応型訪問介護

セ 法第8条第17項に規定する地域密着型通所介護

- ソ 法第8条第18項に規定する認知症対応型通所介護
- タ 法第8条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護
- チ 法第8条第20項に規定する認知症対応型共同生活介護
- ツ 法第8条第23項に規定する複合型サービス
- テ 法第8条第24項に規定する居宅介護支援
- ト 法第115条の45の3第1項に規定する第一号事業

(2) 次に掲げる施設の開設者又は設置者

- ア 法第8条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設
- イ 法第8条第27項に規定する介護老人福祉施設
- ウ 法第8条第28項に規定する介護老人保健施設
- エ 法第8条第29項に規定する介護医療院
- オ 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法第8条第26項に規定する介護療養型医療施設
- カ 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第29条第1項に規定する有料老人ホームの設置者
- キ 老人福祉法第20条の4に規定する養護老人ホーム
- ク 老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホーム
- ケ 厚生省老人保健福祉局長通知に規定する高齢者生活福祉センター

(3) 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項の規定によりサービス付き高齢者向け住宅の登録を受けた者

(4) 法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの設置者

（補助対象経費）

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」と

いう。)は、市内の介護施設等(前条第1号アからトまでに掲げるサービスを行う事業所, 前条第2号アからケまでに掲げる施設, サービス付き高齢者向け住宅及び地域包括支援センターをいう。)において新型コロナウイルスの感染が疑われる者が発生した場合に, 当該介護施設等内の感染拡大を防止するために行った消毒又は洗浄に要した費用のうち, その執行が令和2年1月16日以降に行われた需用費, 役務費又は委託料とする。

2 前項の補助対象経費には, 感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第27条の規定に基づいて行われる消毒に要した費用は含まないものとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は, 補助事業者が支出した補助対象経費の全額とする。ただし, 1,000円未満の端数がある場合はこれを切り捨て, 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち, 消費税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。)がある場合には, これを補助対象経費から減額するものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は, 市長が定める期日までに, 補助金交付申請書(様式第1号)に当該補助対象経費に係る領収書その他の当該経費を支出したことがわかる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第6条 市長は, 前条の規定により申請書の提出があったときは, その内容を審査のうえ, 速やかに補助金の交付の可否を決定し, 補助金交付決定通知書(様式第2号)により当該補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。ただし, 交付決定の段階で

仕入れに係る消費税等相当額が明らかな場合には、これを除いた額について交付決定を行うこととする。

(申請の取下げ)

第7条 補助事業者は、当該通知に係る交付決定の内容に不服があるときは、当該通知をした日から起算して15日以内に、申請の取下げをすることができる。

2 前項の申請の取下げがあったときは、当該申請に係る交付決定はなかったものとみなす。

(補助金の請求)

第8条 第6条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた者は、速やかに、補助金請求書(様式第3号)により市長に請求するものとする。

(交付決定の取消し)

第9条 市長は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(3) 補助事業者が、伊丹市暴力団排除条例(平成24年伊丹市条例第4号)第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者であると判明したとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、その旨を補助金交付決定取消通知書(様式第4号)により当該補助事業者に通知するものとする。

3 補助金の交付決定を取り消した場合における当該補助金の返還については、補助金等の交付に関する規則第16条に定めるところによる。

付 則

この要綱は、令和2年3月30日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年10月20日から施行する。